公益財団法人
日本非営利組織評価センター

2023年8月

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

アカウント名

Zoomのアカウント名を

「お名前＋団体名」に

変更してください。

趣旨説明

この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。
参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

今年のガバナンス太田塾の５つのお薦めポイント！

①昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
②今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
③講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
④1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
⑤リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。

講師プロフィール

太田 達男（塾長）

（公財）日本非営利組織評価センター 理事
（公財）公益法人協会 前理事長 会長
（公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
（公社）日本フィランソロピー協会 理事
（公財）渋沢栄一記念財団 監事
（公財）パブリックリソース財団評議員

信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年４月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。

受講の諸注意

１．各回の参加申込について

出欠確認のために、各回ごとにPeatixでの申し込みが必要です。
講座の開催日の翌日に、次回の申込Peatixを公開します。
各回のPeatixの申込締切は、開催日の1週間前になります。
当日参加できない方には、後日、動画を共有します（受講者にも共有します）。
但し、動画共有は、各回、Peatixで申込みをした方を対象にお送りします。

２．各回のテーマに関するアンケートについて

Peatixでの申し込み時に、各回のテーマに関して、知りたいことや課題、質問などを入力していただきます。学びの場として開催しますので、必ず入力してください。
複数回、入力が少ない方には、参加をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきください。

受講の諸注意

３．事務連絡の方法などについて

事務局からの連絡は、Peatixのメッセージ、もしくはメールでお送りします。
講座資料等はGoogleドライブで共有します。セキュリティの関係で、職場のPCからアクセスできない場合は別のPCからアクセスしてください。
事務局で別手段の対応はしませんので、ご承知おきください。

４．その他

講座の動画は、ある程度まとめて、一般公開する予定です。
講座でのご質問をされる時は、個人情報や機密情報にはお気をつけてください。

本日のスケジュール

10:00　オープニング
　・趣旨説明、講座の運営と諸注意
　・本日の流れ
　・JCNEの紹介

10:05　第3回テーマ「意思決定機関」（太田）
　・社員・評議員、社員総会・評議員会、
　　（欠格事由と構成、権限、招集、議案、議決、議事録などの留意点）

10:35　トークセッション（太田、山田）

10:55　クロージング
　・JCNEの組織評価・認証制度のご案内

11:00　終了

２０２3/8/3

ガバナンス太田塾2023「非営利組織経営の在り方」
第3回

社員・社員総会/評議員・評議員会の役割

公益財団法人日本非営利組織評価センター
理事　太田達男

法人格は

社団法人の場合は志を同じくする人々に与えられる。従って社員〔会員〕総会が、社団法人の基本的経営方針を決め、役員を選・解任する

財団法人の場合は出捐者の意思が含まれた財産に与えられる。したがってその意思を遂行するための基本的経営方針を決め、役員を選・解任する機関として評議員会が設置される

ミッション
ある社会的
課題の
解決

＋

設立時社員は共同して定款を作成し、全員が署名又は記名押印。
社員最低人数は10人(特定非営利活動法人）/2人(一般社団法人）

設立者は定款を作成し、署名又は記名押印
定款で設立時評議員・役員を定款に記載することができる(≒出捐者が決めることができる）
財産の最低金額は３００万円

社団法人

社員の構成は時代の推移で変わる

↓

従って定款の変更は、どの条項でも総社員の半数以上で総社員の議決権の3分の2以上の多数で変更できる

財団法人

出捐者は変わらない

↓

*従って定款の**目的と評議員の選・解任方法**は、原則変更できない。ただし、定款に変更できる旨の定めがあれば評議員の3分の2以上の多数で変更できる。変更できる旨の定めがない場合は、裁判所の許可を得て、評議員の3分の2以上の多数で変更できる。*

その他の定款の定めは評議員の3分の2以上の多数で変更できる。

社団的法人類型と財団的法人類型

社団法人型	財団法人型
株式会社	一般財団法人・公益財団法人
合同会社・合資会社・合名会社	社会福祉法人
特定非営利活動法人（NPO法人）	学校法人
一般社団法人・公益社団法人	宗教法人
社団型医療法人	財団型医療法人

質問の多かった点です

社員・評議員の資格条件

一般社団法人 （社員）	特活法人 （社員）	公益社団法人 （社員）	一般財団法人 （評議員）	公益財団法人 （評議員）
・法律上の資格条件はない ・定款で自由に資格条件を決められる	・社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと(特活法2条2項一号イ）。 (人種、信条、宗教、性別、年齢)制限はまず認められない。職業・地域は合理的な理由があれば認められ得る	・特活法人と同趣旨（公益認定法5条十四イ） 同左	・法人 ・成年被後見人等 ・会社法関連法規違反により刑に処せられ執行終了後2年を経過していない者 ・その他法令違反により刑に処せられ執行中の者等 ・役員、使用人 (一般法人法65条、173条)	左記に加えて ・公益認定取消しの原因行為を行う理事であったもので5年を経過していない者 ・一定の刑に処せられ、5年を経過していない者(公益認定法6条一号)

社員･社員総会の役割
（特定非営利活動法人の場合）

社員(会員）

・会の招集請求(総社員の5分の1以上）

社員総会

(法律上の建前）
特活法人の業務は、定款で理事に委任した事項を除きすべて社員総会の決議によって行われる。
(実務慣行）
定款で社員総会の決議事項を限定規定し、そこからはみ出るものは理事会の権限とする考え方が一般的

社員総会決議事項に関する定款事例
①定款の変更②解散及び合併③社員の除名④事業計画･予算⑤事業報告･決算⑥役員の選･解任⑦役員報酬⑧入会金･会費の額
⑨長期借入金その他重要な債務負担行為⑩残余財産の帰属
⑪事務局に関する重要な事項12その他運営に関する重要事項

一般社団法人＊における社員・社員総会及び
一般財団法人における評議員・評議員会の役割

＊理事会設置法人の場合

社員(会員）／評議員

社員総会／評議員会

・会の招集請求
・会目的事項請求
・会目的事項に関する議案提出
・役員等解任の訴え
・役員等の損害賠償責任の全部免除(総社員・評議員の同意による）
・社員代表訴訟(社団法人の場合）

（重要事項の承認）
・計算書類の承認
・定款の変更
・役員報酬
・事業の全部譲渡
・役員等の損害賠償責任の一部免除
・合併
・社員の除名(社団の場合）
・解散(社団の場合）
・その他定款で規定した事項

（人事権）
役員の選任
役員の解任

第2回資料再掲

参考資料　理事会及び社員総会・評議員会開催のルール

	理事会	社員総会・評議員会	特定非営利活動法人 社員総会
開催頻度	特に決めはない（ただし、代表・執行理事の報告義務との関係で最低年２回）必要に応じ、いつでも招集可９１条②	毎事業年度終了後一定の時期に開催（定時総会） 必要ある場合はいつでも招集可（臨時総会） ３６、179条	同左 14の2，、14の3条
招集権者	理事（ただし、定款で定めた者とすることができる）９３条	原則として理事、ただし社員・評議員（以下社員）が裁判所の許可を得て招集可能　36、37、179，180条	理事 14の2，14の3条
招集の決定と通知	一週間前までに通知、役員全員の同意ある場合は、省略可、９４条	日時、場所、目的及び書面決議・電磁的方法、代理人による行使を認める場合について、理事会決定が必要、一週間前まで（書面決議・電磁的方法、代理人による行使を含む場合は二週間前）に通知、社員全員の同意がある場合は省略可、38，39，40、181，182，183条	目的事項を示し、5日前までに招集通知 14の4条
決議事項	法人運営に関するすべての事項、ただし社員総会評議員会の決議事項を除く、９０条	法律及び定款の規定事項に限定される ３５、178条	特活法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う、ただしあらかじめ通知した事項についての目決議できる。14の5、14の6条
決議の方法	議決に加わることのできる理事の過半数が出席しその過半数で決議 ９５条①、②	総社員議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数で決議、ただし定款変更、解散等重要事項については総社員の半数以上で総議決権の３分の２以上、４９、189条	表決権は平等、書面、代理人、電磁的方法による表決可、14の7，
決議の省略	理事全員が賛成し、監事の異議がないときは、理事の書面による提案について理事会決議があったものと見なす旨を定款で規定が可能、９６条	社員の全員が同意したときは、提出議案について社員総会決議があったものと見なす ５８、194条	同左 14の9条
報告事項	特に報告すべき事項を定める規定はない。ただし、代表・執行理事の職務執行報告は一定間隔で報告しなければならない、９１条②	特に報告すべき事項を定める規定はない。	同左

前回終了後お寄せいただいた主なご質問

質問	コメント
特定非営利活動法人における理事会について	法的には規定がないが設置を強く推奨する
代表理事の権限	業務執行をし、会社を代表する常設機関、複数でも可
会長、理事長、常務理事などの役職	定款で規定する役職、これらに代表権・業務執行権を与えるか否かは定款で規定する。ただし、理事長を代表理事としない場合は表見代理とみなされる可能性が極めて高い
事務局長・その他ｽﾀｯﾌ	法的には理事の履行補助者ではあるが、ミッションへの共感と実現意欲の高さが求められる。理事と兼任も良い
非営利組織の運営方法のノウハウを学ぶためのおすすめの書籍を教えていただきたいです。	拙著の宣伝になりますが、 特定非営利活動法人、 認定特定非営利活動法人、 一般法人、公益法人 設立運営を実務に則して 書いております。 公益法人協会発行です、 在庫があると思いますので 同協会にご注文下さい。 AMAZON等でも取り寄せ、 可能です。 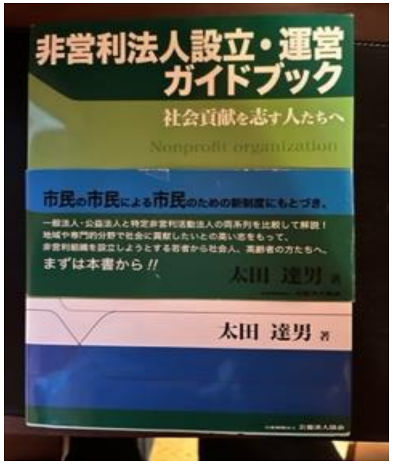

団体概要

（公財）日本非営利組織評価センター（JCNE）

非営利組織の
第三者組織評価機関
として設立

2016年4月1日設立
役員等：評議員10名　理事12名　監事2名
スタッフ：常勤4名　非常勤2名

2022年11月1日公益法人化
11月4日法人名称の変更（旧：非営利組織評価センター）

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

https://jcne.or.jp/

JCNEの組織評価・認証制度

ガバナンスのための健康診断

事業や組織運営のガバナンス全般	グッドガバナンス認証	訪問でのヒアリング 提出された書面	アドバンス評価28基準	全基準を満たすと認証付与
法令や定款通りのガバナンスの基本	ベーシックガバナンスチェック	提出された書面 セルフチェック	ベーシック評価25基準	評価結果をサイトで公開

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）
https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）
https://jcne.or.jp/catalog/

【お知らせ】NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～
https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/

ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト（https://jcne.or.jp/org/）で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

【対象法人】特定非営利活動法人（認定を含む）
一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）
公益社団・財団法人、社会福祉法人

【費　用】　普及期間のため無料で提供

【評価有効期間】3年間（更新制）

申込➡　https://jcne.or.jp/catalog/

評価方法

■ 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価

(1)団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）

(2)提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）

■ 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）

① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価

② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準

③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準

④ 書面で第三者が確認できる内容

⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準

ベーシックガバナンスチェックの評価項目

■　評価の５項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象

1. ガバナンス
2. 情報公開
3. コンプライアンス
4. 組織の目的と事業
5. 会計・財務

第三者評価（1〜2）

セルフチェック（2〜5）

ベーシック評価基準（第三者評価基準）

ガバナンス

1　法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。

2　1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。

3　法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。

4　法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。

5　法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。

6　法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。

7　法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。

8　役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。

ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9　監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準８は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。

ベーシック評価基準（セルフチェック基準）

情報公開

12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはＳＮＳで公開している。

13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

コンプライアンス

14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。

15 個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。

16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している

17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。

18 ハラスメント防止策を講じている。

※基準17は雇用がある場合のみ適用。

ベーシック評価基準（セルフチェック基準）

組織の目的と事業

19 組織の目的と事業を文書化している。

20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。

21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。

22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

会計・財務

23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。

24 税務申告と納付を行っている。

25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。

次回の案内

ガバナンス太田塾2023「非営利組織経営の在り方」　第4回
日時：2023年9月7日（木）10:00～11:30

第4回9月【監視機関】
・監事
（監事の役割、義務・責任､監査の手法、役職員・会計監査人との関係）
・参加者のみなさんによる交流集会

※各回、出欠確認のため、Peatixでの申し込みが必要になります。
　アンケートとともに、PeatixのURLをお知らせします。
https://jcne20230907.peatix.com/ （8月3日オープン予定）

全体のご案内
https://jcne.or.jp/2023/04/27/seminar-39/